

医療費無料は
変わりません

自動還付方式



本県の重度心身障害者医療費助成制度について、11月から助成方法を変更する理由等をご説明します。

現行の医療制度では、医療機関にかかる際には、本来、障害者も健常者も医療費の自己負担分を支払わなければならぬ仕組みとなっています。しかし、本県では、県と市町村が協力して、重度心身障害者の自己負担分を全額公費で助成しています。

これまで、この制度は、財布を持たずに医療機関にかかる窓口無料方式で行っていました。しかし、国は、この方式では医療費が増加し、国民健康保険財政を悪化させるとして、本来は国が支払うべき負担金を支払わないという、いわゆるペナルティを課しています。このペナルティは年々増え続けて年間約9億円に達しており、これまでには、やむなく、県と市町村で毎年、県民の皆様の税金からその穴埋めを行つて参りました。しかし、その金額があまりに大きく、今後もさらに増加が見込まれるため、ただでさえぜい弱な県、市町村財政の大きな圧迫要因になりつつあります。このため、全額助成という制度の根幹を変えずに、このペナルティを回避す

11月からの新制度にご理解を

重度心身障害者医療費の助成方法が変わります

重度心身障害者医療費助成制度とは

障害のある方の健康を守り、地域で安心して暮らしていただくため、医療費の自己負担分を県および市町村で全額助成する制度です

◇対象者◇

身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
療育手帳Aをお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方
国民年金障害等級1、2級に相当する方
※所得制限があります

る方法はないかと検討してきました。その結果、自己負担分を一旦支払つていただき、後で全額を助成する方法でその回避が可能になるため、今年11月から、自動還付方式に助成の方法を変えることといたしました。

この方式にすると、障害者の皆様は、医療機関の窓口で一旦支払いをしていただく必要が生じます。このための資金を一旦用意する必要がありますが、どうしてもそれが難しい方については、医療費を無利子で貸し付ける制度も設けており、助成金は、自動的に口座に振り込むため還付の手続きも要りません。障害者の皆様が、将来にわたり安心して医療にかかることができるようにする

にも維持していくため、医療費無料制度をなにとぞ、ご理解を

お問い合わせはコチラ

山梨県福祉保健部障害福祉課

心の健康担当

TEL: 055-223-1495

FAX: 055-223-1464

Mail: shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp
制度移行に関する県ホームページ

山梨県 障害福祉課

検索